

公共事業評価制度 事前評価の結果及び対応方針

| 項目 | | 結果 | 対応方針 |
|-------|----------|--|--|
| 調整事項 | 事業推進体制 | 議会からも全庁的な取組を求められており、道の駅設置推進委員会ワーキンググループを含めたプロジェクトチームを早期に開催し現段階の事業計画について庁内に情報共有をすべきである。 | 本事業の推進にあたっては副市長、公営企業管理者、関係部課長等で構成された道の駅設置推進委員会で検討を進め、導入施設や導入機能などの検討を進めてきた。 整備運営の基礎となる基本計画については関係課との協議により案を作成し、道の駅設置推進委員会関係所属長会議等にて情報共有を行った。 |
| | 庁内合意 | 庁内合意が必要な事業であるため、意思決定の段取りに基づき実施するべきである。 | 基本計画について「庁内意思決定の流れ」に基づき、庁内合意を図った。 |
| | 事務スケジュール | 現状の課題を整理した上で事務を進めるべきである。 | 課題及びスケジュールを整理したうえで事務を進めることとする。 |
| 事業コスト | コストの妥当性 | コストが算出できた段階で、その費用負担（市と事業者）の妥当性や事業効果等について協議すべきである。 | 実施設計において、関係所属の意向を確認しながら、費用の妥当性及び事業効果について詳細な検証を行うものとする。 |
| | | 赤字増大による事業者撤退のリスクやPFI事業が終了した後の市への費用負担を議論しておくべきである。 | 基本計画の策定において、事業採算を整理した。本事業は必ずしも収益を目的としたものではないが、事業者撤退は大きなリスクであることを認識し、当初の目的が達成されるよう運営の中でリスク管理を徹底する。 |

| | | |
|----------|---|---|
| ランニングコスト | <p>道路管理者が所管することを想定する施設部分については、一体的で効率的な施設運営を考慮した上で、道路管理者へ維持管理費を求めるべきである。</p> | <p>当該施設部分については道路管理者が維持管理費を負担する方針で協議を進める。</p> |
| | <p>行政側が整備する施設の規模、機能が適切なのかを議論し、絞れる部分がないか検討すべきである。</p> | <p>関係所属へ必要施設の規模や機能をヒアリングし、基本計画を作成した。事業費の削減については、実施設計を進める中で事業コストと併せて関係所属とともに、再度検討する。</p> |